

T N Cヒカリ電話端末設備貸出サービスに係る利用規約

第1条 (規約の適用)

当社は、このT N Cヒカリ電話端末設備貸出サービスに係る利用規約（以下「規約」といいます。）を定め、当社インターネット接続サービス基本約款（以下「接続サービス基本約款」）とこの規約により、光コラボ事業者である当社が西日本電信電話株式会社の端末設備貸出サービスに係る利用規約（以下、「端末利用規約」といいます。）の端末設備貸出サービスを用いて提供する端末設備貸出サービス（以下、「T N Cヒカリ電話端末設備貸出サービス」といいます。ただし、当社がこの規約以外の利用規約を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

第2条 (規約の変更)

当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、提供条件は、変更後の規約によります。

第3条 (契約内容)

当社は、端末利用規約に定める下記の端末利用を当社がT N Cヒカリ電話端末設備貸出サービスとして提供します。この場合、端末利用規約の当社は株式会社T O K A I コミュニケーションズ、端末設備貸出サービスはTNCヒカリ電話端末設備貸出サービスと読み替えます。

2. 接続サービス基本約款の定めと端末利用規約の定めが、相違又は矛盾する場合は、接続サービス基本約款の定めが優先して適用されるものとします。
3. この規約の定めと端末利用規約の定めが、相違又は矛盾する場合は、この規約の定めが優先して適用されるものとします。

端末利用規約における規定
メニュー1にかかるもの

第4条 (対象回線)

この規約の定めが適用される回線は、前項に定める提供サービスにおいて、当社が接続サービス基本約款で規定する方法に従って利用者が申し込みを行い、当社がその申し込みを承諾した回線とします。

第5条 (提供条件等)

1. 当社は、TNCヒカリ利用規約に規定するTNCヒカリを利用回線とする場合に限り、この規定する端末設備貸出サービスを提供します。
2. 端末利用規約が変更されることにより、利用料金及び工事に関する費用の割引等が新たに設定された場合であっても、この規約に基づいて当社が利用者に提供する対象回線に関する端末設備貸出サービスについては、当該割引の対象外とします。
3. 利用回線の転用若しくは事業者変更に伴う端末設備貸出サービスの転用若しくは事業者変更に係る料金その他の債務の取扱い等は、T N Cヒカリの場合に準じます。
4. この規約に定める事項以外については、端末利用規約の定めが適用されるものとします。

第6条 (提供料金)

当社は、この規約の第1項に規定する端末設備貸出サービスについては、端末利用規約 料金表に定める利用料金に代えて、次に定める額を適用します。

ア) メニュー 1 に係るもの
機器利用料 (月額)

区分			料金額 (税別)	
タイプ 2 に係 るもの	無線 LAN 対応型ルー タ機能付 IP 電話対 応装置	基本装置	I - 1 型	100 円
			I - 2 型	100 円
			II 型	100 円
			III 型	100 円
		増設装置	100 円	

※ I S D N 回線対応端末収容装置、映像通信対応装置は提供しません。

イ) 工事に関する費用

区分			単位	工事費の額 (税別)
機器工事費	ア イ～エ以外のも の	設置	1 装置ごとに	1,500 円
		設定	1 装置ごとに	1,000 円

※ メニュー 1 に係るものに限ります。

※ 上記の規定にかかわらず、TNC ヒカリ利用規約に規定する TNC ヒカリの回線終端装置工事
と 1 つの工事で施工する場合は、機器工事費、設置の支払は要しません。

ウ) その他の料金及び工事に関する費用

ア) 及びイ) 以外の料金及び工事に関する費用については、端末利用規約の規定に定めるところ
によります。

第 7 条 (個人情報第三者への開示等)

申込者又は利用者は、接続サービス基本約款の定める個人情報の取扱いに加え、TNC ヒカリ電話利用
規約の規定を準用します。

(付則)

この規約は 2019 年 7 月 1 日より事業者変更制度の開始等に伴い、一部改定するものとします。

以上